

令和7年度 第3回定期募集

(令和8年1月10日入居)

宮崎県営住宅 入居者募集のご案内

宮崎県営住宅指定管理者

一般社団法人 宮崎県宅地建物取引業協会

申込書の受付期間

令和7年11月4日(火)～11月11日(火)当日消印有効

※申込書の受付は、郵送受付となります。

県央地区郵送先：〒880-0874 宮崎市昭和町 86 番地 2

(一社) 宮崎県宅地建物取引業協会 住宅管理課

県南地区郵送先：〒885-0078 都城市宮丸町 3094 番地

(一社) 宮崎県宅地建物取引業協会 県南支部

抽 選 会

日時:令和7年11月20日(木)・11月21日(金)

抽選会への参加は必要ありません。

～インターネットで、県営住宅の募集状況がご覧できます～

▶ 宅建協会ホームページ

(<http://www.m-takken.or.jp/prefectural/>)

▶ 宮崎県庁ホームページ

(<http://www.pref.miyazaki.lg.jp/>)

目次

1 「入居の申込みをする」前に、ご理解していただきたいこと・・・1ページ

- ◆県営住宅とは
- ◆入居の申込みをするためには、「申込み資格」を満たすことが必要です。
- ◆特に住宅に困窮している世帯を、抽選段階において優遇しています（優先入居）。
- ◆入居者を選考した後、入居者資格を審査しています（事後審査制）。
- ◆県営住宅の種類
- ◆共同生活上の様々なルールを守る必要があります。

2 入居までの流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ページ

県営住宅定期募集の申込みから入居まで

3 入居の申込み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4ページ

- (1) 申込み方法
- (2) 注意事項
- (3) 「県営住宅入居者選考申込書」の記載手順
- (4) 申込み資格

4 入居者の選考・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14ページ

- (1) 選考の流れ
- (2) 抽選倍率の優遇措置
- (3) 補欠者について
- (4) 優先入居対象世帯一覧表

5 入居者資格の審査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・19ページ

- (1) 仮当選の失格事項
- (2) 注意事項
- (3) 提出する証明書類
- (4) 証明書類の説明

6 入居の手続き等について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・22ページ

- (1) 手続内容
- (2) 入居後の諸注意

7 令和7年度募集予定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・裏表紙

1 「入居の申込みをする」前に、ご理解していただきたいこと

◆県営住宅とは

県営住宅（中堅所得者向け住宅を除く）は、所得が低く、住宅に困っている方のための住宅です。このため、入居収入基準以下の方々のみが県営住宅に入居できます。また、県営住宅に入居できない方との公平を図る観点から、入居後に入居収入基準を超えることになった方については、「割増家賃」などの措置が講じられる「収入超過者制度」と「高額所得者制度」が設けられています。詳しくは、22ページの「収入超過者・高額所得者について」をご覧ください。

◆入居の申込みをするためには、「申込み資格」を満たすことが必要です

次の全ての要件に該当することが必要です。詳しくは、6～7ページをご覧ください。

- (1) 現在、住宅に困っていること
- (2) 同居親族等があること
- (3) 収入基準を満たしていること
- (4) 県税及び市町村民税の滞納がないこと
- (5) 過去、公営住宅等の家賃の滞納がないこと
- (6) 入居申込者又は同居親族等が暴力団員でないこと

◆特に住宅に困窮している世帯を、抽選段階において優遇しています（優先入居）

15～16ページに記載している優先入居対象世帯のいずれかに該当する方は、抽選の際に優遇され、当選確率が高くなる制度があります。

◆入居者を選考した後、入居者資格を審査しています（事後審査制）

入居希望者にとって負担感の大きい「申込み時」の添付書類の提出を省略し、入居者選考の抽選に当選した方のみ資格審査を行う「事後審査」を実施しています。

このため、申込み時に「申込み資格」や「優先入居対象世帯」に該当しているかどうかを、申込者が判断していただくことになります。

仮当選したあとに、「申込み資格がなかった」場合、「優先入居対象世帯ではなかった」場合には、「失格」となりますので、十分にご確認の上、申込みをしてください。

「申込み資格」及び「優先入居対象世帯」の詳細については、6～16ページをご覧ください。

当該説明書では分からない場合やご不明な点がある場合には、裏表紙の地区管理会社にお問い合わせの上、ご確認をしていただき、申込みをしてください。

◆県営住宅の種類

県営住宅を下記のような種類に区分して募集しています。申込みをする住宅の種類をよく確認してから申込みをしてください。詳細は、お問い合わせください。

(裏表紙にお問い合わせ先と電話番号があります。)

(1) 一般世帯向け住宅

◆共同生活上の様々なルールを守る必要があります

県営住宅は、共同住宅であるため、入居者の皆さんが協力して快適な団地生活ができるよう様々なルールがあります。次のことが守れない方は、周囲とのトラブルの原因となり、住宅の明渡しの対象ともなりますので、ルールを念頭に置いて申込みをしてください。

▶ ペットの飼育の禁止

県営住宅では、犬・猫・鳩等の動物類の飼育は一切できません。

▶ 違法駐車 of 禁止

県営住宅には、駐車場が整備されている住宅と、駐車場が整備されていない住宅があります。駐車場が整備されている住宅については、原則として1世帯につき1区画限りとなっています。2台以上の車をお持ちの方は、民間駐車場等の保管場所をご自分で確保していただくことになります。

県営住宅の指定駐車場以外への駐車は、他の人の迷惑になりますので、違法駐車は絶対にしないでください。

▶ 騒音など迷惑行為の禁止

県営住宅は、共同住宅ですので近隣の住民に迷惑となる行為は禁止です。お隣のテレビ、ステレオなどの音、上階での物音などはうるさく聞こえるものです。お互いに迷惑をかけないように十分注意してください。

▶ 自治会費（共益費）について

県営住宅は、入居者が協力しあい、共同で管理運営しなければならないことが沢山あります。特に団地生活上必要な共用部分の電気料、排水管の清掃などの費用は、共益費として入居者全員が負担することとなっております。

共益費は、各団地・住宅によって異なりますので、各団地の入居者で構成する自治会等へお問い合わせください。

2 入居までの流れ

選考申込書の受付

▶ 抽選受付票を郵送します。



あらかじめ指定された期限内に、「県営住宅入居者選考申込書」を提出しなければなりません。

抽 選 会

▶ 仮当選者と補欠者を決定します。

申込書類の提出 入居者資格の審査

▶ 仮当選者は、必要な書類を直接ご持参ください。資格審査を受けていただきます。



審査の結果、「入居者資格」がないと判断された場合等には、「失格」となります。

入居手続き

▶ 敷金の納付及び緊急連絡人を記載した「誓約書」を提出していただきます。



所定手続きを期限内に済まされない場合、「失格」となります。

入 居

▶ 入居許可日から15日以内に入居する必要があります。

3 入居の申込み

(1) 申込み方法

提出する書類	「県営住宅入居者選考申込書」「抽選受付票ハガキ」及び「抽選結果通知書ハガキ」の3点を提出してください。 (注1) 必要事項を漏れなくご記入の上、郵送してください。 (注2) 申込み時には、証明書類の提出は必要ありません。 (注3) ひとり親(母子・父子)世帯、引揚者世帯、炭鉱離職者世帯、老人世帯、障がい者世帯、多子世帯、DV被害者世帯、犯罪被害者世帯、子育て世帯の方は、入居者の選考にあたって優遇措置がありますので、詳しくは、14～16ページをご覧ください。
申込受付期間	令和7年11月4日(火)から令和7年11月11日(火)当日消印有効
申 込 先	(一社)宮崎県宅地建物取引業協会へ ※表紙参照

(2) 注意事項

- ① 県営住宅の内覧を希望される場合は、(一社)宮崎県宅地建物取引業協会へお問い合わせください。
- ② 抽選会に来場する必要はありません。ただし、抽選会への参加を希望される方は抽選で2名選出いたしますので「県営住宅入居者選考申込書」の抽選会立会い希望確認欄にチェックを入れてください。
- ③ 次のような場合、「失格」となりますので、ご注意ください。
 - ▶ 同一人が、複数の申込用紙に記載されている場合(申込みは、1世帯1通(1住戸)に限ります。)
 - ▶ 申込受付期間外に申込まれた場合
 - ▶ 指定の申込用紙以外で申込まれた場合
 - ▶ 申込用紙に必要な事項が記載されていない場合または、不明な点があった場合
 - ▶ 「申込み資格要件」に欠けている場合(詳しくは、6～13ページをご覧ください。)
 - ▶ 単身で申込まれる場合、「単身可」と表示している団地・住戸以外に申込まれた場合
 - ▶ 家族を不自然に分割、又は合併して申込まれた場合など
例えば、「戸籍上夫婦である一方が、離婚を前提とした申込み」や、「兄弟姉妹だけの申込み」などが該当します。
ただし、配偶者等からの暴力被害者(DV被害者)であることの公的機関の証明が受けられる方については、婚姻解消前でも申込みできる場合があります。
 - ▶ 現在、公営住宅に住んでいる方が申込まれた場合
ただし、婚姻による親世帯からの独立、又は、事前に土木事務所長等により、やむを得ない理由による住み替えとして認められた場合を除きます。
 - ▶ 入居申込者又は同居予定親族名義の持ち家がある場合
売却等の予定がある場合であって、資格審査時までには名義変更等が完了する場合を除きます。

(3) 「県営住宅入居者選考申込書」の記載手順

- 手順1 ▶ 「郵便番号」・「現住所」・「電話（携帯）番号」を記入する。
- 手順2 ▶ 「入居希望の団地No. と団地名」を記入する。（一世帯につき1団地・1種類に限ります。）
募集戸数が複数ある場合は希望住戸の棟・号を第3希望まで記入する。
- 手順3 ▶ 「申込み資格」について、事前に確認を行う。
- 手順4 ▶ 「抽選会立会い希望確認欄」にチェックを入れる。
※抽選の方法については、14 ページをご確認ください。
- 手順5 ▶ 「入居者選考について、優遇措置を受けられるかどうか」「単身入居できるかどうか」を確認し記入する。
- 手順6 ▶ 記載内容について確認し、「嘘や偽りが無いこと等」を誓約し、署名する。

氏名及び住所は、住民票の記載どおりに書いてください。

県営住宅入居者選考申込書（令和8年1月10日入居募集）

私は、「入居者募集のご案内」の記載事項を了承の上、以下のとおり申し込みます。
なお、この申込書の記載内容が事実と異なる場合は、失格とされても異議ありません。

(ふりがな) 申込者署名 宮崎 太郎 [手順6]		※赤い太線枠内を記入してください。	
現住所	郵便番号 (▲▲▲ - ▲▲▲▲) 宮崎県○○市○○○号 [手順1]	団地No.	入居希望団地
電話番号	0985-○○○○○	①	○○ 団地
携帯番号	090-○○○○-○○○○	第1希望	○ [手順2] 号
		第2希望	○ 棟 ○ 号
		第3希望	○ 棟 ○ 号
氏名	続柄	生年月日	性別 勤務先・学校
1 宮崎 太郎	本人	S20年5月8日 (80歳)	男 無職
2 宮崎 良子	妻	S21年8月3日 (76歳)	女 無職 別
3		年月日 (歳)	別
4		年月日 (歳)	別
5		年月日 (歳)	別
6		年月日 (歳)	別
計 2 名		※現在別居している方については、「別」を○で開んでください。	

抽選会立会い希望確認欄
抽選会の参加は必要ありません。ただし、抽選会への参加を希望される方は抽選で [手順4] いたしますので、以下のどちらかに、チェックを入れてください。
抽選会への参加を ☐ 希望する ☐ 希望しない

優先対象資格確認欄
優先入居対象となる方は、抽選の際に優遇され、当選率が高くなりますので、「入居者募集のご案内」の15・16ページでご確認の上、該当する項目を全て「○」で開んでください。
ア 配偶者のない者（これに準ずる者を含む。）で20歳未満の子を扶養している、ひとり親世帯である（資格審査時点で離婚が成立していない方や、内縁・事実婚の方は対象外です。）
イ 引揚者世帯である。
ウ 炭鉱離職者世帯である。
エ 60才以上の者のみで構成されている世帯である。（ただし、60才未満の配偶者、18才未満の方、60才未満の障がいのある方は含まれてもよい。）
④ 障がいのある方を含む [手順5]
(身体障害者手帳の1級から4級、精神障害者保健福祉手帳の1級から2級、療育手帳のA又はB1判定、難病の方) (氏名 宮崎 良子 (身体・精神・療育 2級))
カ 18才未満の児童を3人以上扶養している多子世帯である。
キ DV被害者世帯である。
ク 犯罪被害者世帯である。
ケ 子育て世帯（小学校入学前の子がいる世帯）である。
※重要 いずれも資格審査の際に証明書類の提出が必要です。
優先扱いを受けて当選された方が、証明書類を提出できない場合は、入居資格を満たしている場合であっても当選は「無効」となります。

単身入居資格確認欄
単身で入居申込みされる方は、該当する項目に「○」を付けてください。（戸籍上配偶者のないことが必要です。また、「単身○」の住宅しか申込みできません。）
ア 60歳以上の方
イ 身体障害者手帳1級から4級をお持ちの方
精神障害者保健福祉手帳1級から3級をお持ちの方
精神障がい程度に相当する知的障がいの方
ウ 戦傷病者（特別項症から第6項症まで又は第1款症）
エ 原子爆弾被爆者（厚生労働大臣の認定）
オ 生活保護受給者又は一定の要件を満たす中国残留邦人等
カ 海外からの引揚者（引揚げ後5年を経過していない方）
キ ハンセン病療養所入所者等
ク 配偶者等からの暴力被害者（女性相談所長の証明等）
ケ 過疎地域等にある住宅への入居を希望する方（該当地域は「入居者募集のご案内」6ページを参照）

1. 氏名及び住所は、住民票に記載どおりに書いてください。
2. 昼間に連絡が取れる電話番号を必ず記入してください。
3. 黒か青のペンで丁寧に記入してください。
4. 書き間違えたときは、取消線を引いて訂正してください。

この申込書は折り曲げて提出したいいてもかまいません。

(4) 申込み資格

次の6つの要件を満たすことが必要です。

①現在、住宅に困っていること

次のような場合等が該当します。

- 1 他世帯と同居して著しく生活上の不便を受けている。
- 2 住宅がないため親族と同居することができない。
- 3 住宅の規模、間取りと世帯構成との関係から、適正な居住基準を確保できない。
- 4 住居がないために勤務場所から著しく遠隔地に居住している。
- 5 収入に比して著しく過大な家賃の支払をしている。

注意事項！

- ▶ 入居申込者又は同居予定親族名義の持ち家がある場合は、原則として、申込みできません。売却等の予定がある場合であっても、資格審査時までには名義変更が完了していない場合、入居資格がないものとします。
- ▶ 現在、公営住宅（市町村営住宅も含む）にお住まいの方は、原則として、申込みできません。ただし、転勤に伴って多大な通勤時間を要することになったとき等、やむを得ないと認める場合は受け付けることもあります。事前に土木事務所等に相談してください。
- ▶ 生活保護受給世帯は、申込みをする前に、福祉事務所等のケースワーカーに県営住宅に申し込むことを相談してください。

②同居親族等があること

入居可能日から起算して30日以内の結婚を予定している婚約者、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻と同様の事情がある方（双方に戸籍上の配偶者がいないこと等、条件があります。）、里子、同性パートナー（県営住宅に同居する間有効なパートナーシップ宣誓をしている方に限ります。）も同居親族に含みます。

ただし、次の条件のいずれかに該当する場合は、「単身」でも申込みができます。

- 1 60歳以上の方
- 2 身体障害者手帳1級から4級をお持ちの方
精神障害者保健福祉手帳1級から3級をお持ちの方
精神障がいの程度に相当する知的障がいの方
- 3 戦傷病者（特別項症から第6項症まで又は第1款症の方）
- 4 原子爆弾被爆者（厚生労働大臣の認定を受けている方）
- 5 生活保護受給者又は一定の要件を満たす中国残留邦人等
- 6 海外からの引揚者（引揚げ後5年を経過していない方）
- 7 ハンセン病療養所入所者等
- 8 配偶者等※からの暴力被害者（裁判所から保護命令が出ているか、女性相談支援センター等の証明が受けられる方）※生活の本拠を共にする（婚姻に類する）交際相手を含む
- 9 次のいずれかの地域内にある県営住宅への入居を希望する方
 - (1) 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第1項に規定する過疎地域【※日南市、串間市、えびの市】
 - (2) 山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定により指定された振興山村の区域の全部又は一部を含む市町村の区域【※都城市、日南市、小林市、串間市、西都市】
 - (3) 半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定により指定された半島振興対策実施地域の全部又は一部を含む市町村の区域【※日南市、串間市】

注意事項！

- ▶ 単身で申込みができる住宅は、「単身可」の住宅に限ります。
単身可の住宅とは、小規模住宅（2DK以下または住戸専用面積55㎡以下）で、所管土木事務所長が適当と認める住宅です。

③収入基準を満たしていること（８～１３ページで確認してください。）

公営住宅法に規定する収入（所得月額）が１５万８千円以下であること。（一般世帯）
ただし、次のいずれかに当てはまる世帯（裁量階層世帯）については、入居収入基準が、２１万４千円以下に緩和されます。

- 1 身体障害者手帳の交付を受け、１級から４級までの障がいのある方を含む世帯
- 2 精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、１級から２級までの障がいのある方を含む世帯
- 3 障がいの程度欄が「Ａ」又は「Ｂ１」の療育手帳の交付を受けている方を含む世帯
- 4 ６０歳以上の方のみ（１８歳未満の方を含んでもよい）で構成される世帯
- 5 戦傷病者、原子爆弾被爆者、海外引揚者、ハンセン病療養所入所者のいずれかに該当する方を含む世帯
- 6 入居予定日現在で、小学校就学年齢に達していない子どものいる世帯

注意事項！

▶裁量階層（上記１～６に該当し、１５万８千円を超え２１万４千円以下の収入がある世帯）として入居した世帯が、上記１～６に該当しなくなった時点で１５万８千円を超える収入がある場合は、「収入超過者」として割増家賃が課されます。また、収入超過の額及び期間によっては、民間賃貸住宅並みの家賃が課されることがあります。

※世帯の収入（所得月額）は、８～１３ページで確認してください。

④県税及び市町村民税の滞納がないこと

資格審査時に、次の書類によって滞納がないことを確認します。

- 1 県税事務所長が発行する「県税に未納がないことの証明書」
 - 2 各市町村長が発行する「市（町・村）県民税の納税証明書」
- ※県税には、自動車税、個人県民税、個人事業税、不動産取得税等があります。

⑤過去、公営住宅等の家賃の滞納がないこと

公営住宅等とは、都道府県営住宅や市区町村営住宅など、地方公共団体が住民に賃貸する住宅のことです。資格審査時に完納証明書を提出していただきます。

⑥入居申込者又は同居しようとする親族等が暴力団員でないこと

暴力団員とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第２条第６号に規定する暴力団員のことです。

入居者の選考後、仮当選された「資格審査対象者」を宮崎県警察本部に対して照会を行います。その結果、暴力団員であることが判明した場合、仮当選を取り消します。

◆「収入基準」を満たしているかを確認しましょう。

次の2通りの方法があります。

方法1 「入居収入基準早見表」を使って、簡略的に判断する（8ページ）

方法2 「所得月額計算表」を使って、詳細に判断する（9～13ページ）

（注）

◎給与収入の場合は、諸手当、賞与、税金等すべて含めた総収入です。

◎世帯員数には、別居扶養者も含まれます。

◎下記の表のうち「給与収入」については、「総収入金額」になりますので、「総所得金額」を計算する場合には、11ページの「◆給与所得の場合」で「年間総所得金額」を計算してください。

▶方法1 「入居収入基準早見表」

1 一般県営住宅

■給与収入の場合（前年1年間の総収入金額）

	世 帯 員 数			
	単身者	2人世帯	3人世帯	4人世帯
一般世帯	2,967,999円 以下	3,511,999円 以下	3,995,999円 以下	4,471,999円 以下
裁量階層世帯 (7ページ③参照)	3,887,999円 以下	4,363,999円 以下	4,835,999円 以下	5,311,999円 以下

■事業所得の場合（前年1年間の必要経費控除後の所得金額）

	世 帯 員 数			
	単身者	2人世帯	3人世帯	4人世帯
一般世帯	1,896,000円 以下	2,276,000円 以下	2,656,000円 以下	3,036,000円 以下
裁量階層世帯 (7ページ③参照)	2,568,000円 以下	2,948,000円 以下	3,328,000円 以下	3,708,000円 以下

◎この表は、9ページの特別控除対象者のいない世帯で、収入のある方が1人の場合です。

▶ 方法 2 「所得月額計算表」

判定基準

一般世帯の収入基準
裁量階層世帯の収入基準
(7 ページ③参照)

15万8千円
21万4千円

≥

下表で計算したD

所得	入居しようとする方全員の所得合計額（詳細は、10～13ページを参照）		A	円	
所得控除額	一般控除	公営住宅法 施行令に 基づく控除	申込者本人あるいは同居親族の方で給与所得がある方 【() 円 × ____ 人 =】 ※所得金額が10万円未満の場合はその所得金額。10万円以上は10万円。	a	円
			申込者本人あるいは同居親族の方で年金雑所得がある方 【() 円 × ____ 人 =】 ※所得金額が10万円未満の場合はその所得金額。10万円以上は10万円。	b	円
		同居親族控除	申込者本人と一緒に県営住宅に入居しようとする配偶者 及び親族 【38万円 × ____ 人 =】	c	円
		同居していない 親族控除	県営住宅に入居しないが、所得税法上の扶養親族の方 (詳細は、13ページの3をご覧ください。) 【38万円 × ____ 人 =】	d	円
	老人	老人同一生計 配偶者控除	同一生計配偶者のうち70歳以上の方 【10万円 × ____ 人 =】	e	円
		老人扶養親族 控除	扶養親族のうち70歳以上の方 【10万円 × ____ 人 =】	f	円
		特定扶養親族	16歳以上23歳未満の扶養親族(控除対象配偶者は除く) 【25万円 × ____ 人 =】	g	円
	特別 除 額 控 除	障がい者控除	特別 障がい者 身体障害者手帳1・2級所持者、精神障害者保健福祉 手帳1級所持者、重度の知的障がい者、戦傷病者手帳 特別項症～第3項症所持者、被爆者健康手帳所持者の うち厚生労働大臣の認定患者 他(障がい者控除との 重複は不可) 【40万円 × ____ 人 =】	h	円
		障がい者 他	身体障害者手帳3から6級所持者、精神障害者保健福 祉手帳2・3級所持者、上記の知的障がい者以外の知 的障がい者、戦傷病者手帳第4項症～第4目症所持者 他 【27万円 × ____ 人 =】	i	円
		ひとり親控除	申込者本人あるいは同居親族で次の方 婚姻していない又は配偶者と離婚・死別(生死不明を含む。) した後に婚姻していない方で、以下の①～③の全てに該当する方 ① 合計所得金額が500万円以下である方。 ② 事実婚の状態にない方 ③ 所得48万円以下の生計を一にする子(他者の同一生計配 偶者又は扶養親族になっていない子に限ります。)がいる方。 【() 円 × ____ 人 =】 ※所得金額が35万円未満の場合は、その所得金額。35万円以上は35万円。	j	円
	寡婦控除	申込者本人あるいは同居親族で次の方 上記のひとり親に該当せず、事実婚の状態にない方で、以下 のいずれかの要件を満たす方。 ① 夫と離婚した後婚姻していない方で、子以外の扶養親族 があり合計所得金額が500万円以下である方。 ② 夫と死別(生死不明を含む。)した後婚姻していない方 で、合計所得金額が500万円以下である方。 【() 円 × ____ 人 =】 ※所得金額が27万円未満の場合は、その所得金額。27万円以上は27万円。	k	円	
所得控除額の計			B (a～kの合計)	円	
A - B =			C	円	
C ÷ 12月 =			D	円	

Aの求め方

手順1▲まず、「年間総収入金額」を算出しましょう。

県営住宅に入居しようとする方のそれぞれの「収入の種類」と「勤務・事業・日雇の状態」に応じた計算方法に従い、「全員」の年間総収入金額を算出してください。

種類	勤務・事業・日雇の状態	計算対象となる期間及び金額
給与収入	現在の勤務先に令和6年1月1日以前に就職し、引き続き現在（申込み時）まで勤務しているとき	令和6年1月1日から令和6年12月31日までの年間総収入金額
	現在の勤務先に令和6年1月2日以降に就職し、現在までに1年以上たっているとき	申込み月の前月までの1年間の総収入金額
	現在の勤務先に就職し、現在まで1年たっていないとき	勤務した月の翌月から申込み月の前月までの総収入金額から算出される推定年間総収入金額 $\frac{\text{勤務した月の翌月から申込み月までの総収入（ボーナス除く）}}{\text{上記期間の月数}} \times 12 \text{ 月}$ + ボーナス（支給分のみ）＝年間総収入金額（推定）
	現在の勤務先に就職してから1か月経過しておらず、給与を支給されていないとき	（基本給＋諸手当）×12月＝年間総収入金額（推定）
	事業専従者の方	令和6年分所得税の確定申告書に記載予定の専従者給与額
年金収入	年金・恩給を受けている方	令和6年1月1日から令和6年12月31日までの支給額
事業収入	令和6年1月1日以前から申込み現在まで同じ事業を営んでいる方	令和6年中所得金額（売上等から必要経費等差し引いた額）
	令和6年1月2日以降に現在営んでいる事業を始めた方	申込み月の前月までの1年間の所得金額（売上等から必要経費等を差し引いた額） $\frac{\text{営業した月数}}{\text{営業した月数}} \times 12 \text{ 月}$ ＝ 年間総所得金額（推定）
	現在営んでいる事業を始めた方で、現在まで1年たっていないとき	$\frac{\text{事業を始めてから申込み月の前月までの総売上額－必要経費}}{\text{事業を始めてから申込み月の前月までの月数}} \times 12 \text{ 月} = \text{年間総所得金額（推定）}$

手順 2▲次に、手順 1 で算出した「収入」を種類ごとに、「所得」に換算しましょう。

◆給与所得の場合

年間総収入金額 ア	年間総所得金額	
～550,999円		0 円
551,000 ～1,618,999円	ア - 550,000 円	左記の計算額 円
1,619,000 ～1,619,999円		1,069,000 円
1,620,000 ～1,621,999円		1,070,000 円
1,622,000 ～1,623,999円		1,072,000 円
1,624,000 ～1,627,999円		1,074,000 円
1,628,000 ～1,799,999円	ア ÷ 4 (千円未満の端数切捨て) イ × 2.4 + 100,000 円	左記の計算額 円
1,800,000 ～3,599,999円	ア ÷ 4 (千円未満の端数切捨て) イ イ × 2.8 - 80,000 円	左記の計算額 円
3,600,000 ～6,599,999円	ア ÷ 4 (千円未満の端数切捨て) イ イ × 3.2 - 440,000 円	左記の計算額 円
6,600,000 ～8,499,999円	ア × 0.9 - 1,100,000 円	左記の計算額 円
8,500,000円 ～	ア - 1,950,000 円	左記の計算額 円

◆事業所得等の場合

仕事を始めた時期	年間総所得金額
令和 6 年 1 月 1 日以前から現在まで、同じ事業等を引き続き営業している方	令和 6 年中の年間総所得金額 (令和 6 年分の所得税の確定申告書控の所得金額、市町村・県民税の課税の基礎となった総所得金額で確認)
令和 6 年 1 月 2 日以後に現在の事業等を開業し、開業の翌月から申込みの前月末までで 12 か月以上たっている方	申込み月の前月までの 1 年間の総所得金額 (所得金額 = 収入金額 - 必要経費)
令和 6 年 1 月 2 日以後に現在の事業等を開業し、開業の翌月から申込みの前月末までで 12 か月未満の方	$\frac{\text{事業等で得た所得 (収入金額 - 必要経費)}}{\text{就業月数 (開業の翌月～申込みの前月)}} \times 12 = \text{年間総所得金額 (推定)}$

◆公的年金等の場合

受給者の年齢	年間総収入金額 ア	年間総所得金額	
昭和 35 年 1 月 1 日以前に生まれた方	330 万円未満	ア - 1,100,000 円	左記の計算額 円
	330 万円以上 410 万円未満	(ア × 0.75) - 275,000 円	左記の計算額 円
	410 万円以上 770 万円未満	(ア × 0.85) - 685,000 円	左記の計算額 円
	770 万円以上 1,000 万円未満	(ア × 0.95) - 1,455,000 円	左記の計算額 円
昭和 35 年 1 月 2 日以後に生まれた方	130 万円未満	ア - 600,000 円	左記の計算額 円
	130 万円以上 410 万円未満	(ア × 0.75) - 275,000 円	左記の計算額 円
	410 万円以上 770 万円未満	(ア × 0.85) - 685,000 円	左記の計算額 円
	770 万円以上 1,000 万円未満	(ア × 0.95) - 1,455,000 円	左記の計算額 円

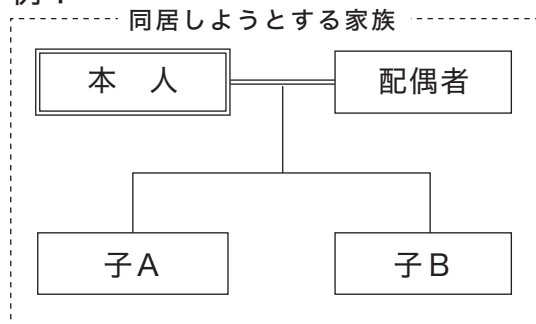
手順3 ▲手順2で換算した全員の所得を合算しましょう。

世帯の所得年額	
本人の所得金額	家族の所得金額
円	円

= 9 ページ表中の **A** となります。

【参考】所得金額（政令月収）の計算例

▶例1



- ※1 入居者（入居名義人）は、本人とする。
- ※2 本人は、49歳で、収入金額は3,590,000円で、その所得金額は、2,431,600円とする。
- ※3 配偶者は46歳で、収入金額は1,200,000円で、その所得金額は、650,000円とする。
- ※4 子Aは10歳、子Bは7歳で、本人の扶養親族である。

1 合計所得金額	
本人分	2,431,600円
配偶者分	650,000円
	3,081,600円

2 控除額

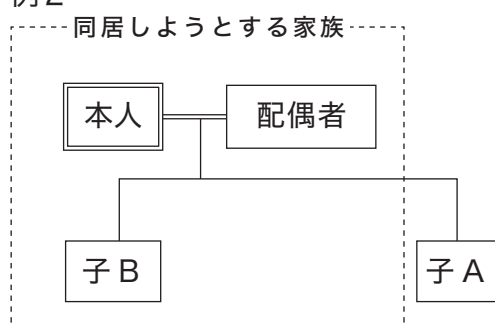
公営住宅法施行令に基づく控除が2人分であるから、 $100,000円 \times 2人 = 200,000円$
同居親族控除が3人分であるから、 $380,000円 \times 3人 = 1,140,000円$
1,340,000円

3 所得月額（政令月収）

$$\frac{3,081,600円 - 1,340,000円}{12} = 145,133円 \text{（小数点以下切り捨て）}$$

（ 所得月額 ）

▶例2



- ※1 入居者（入居名義人）は、本人とする。
- ※2 本人は、65歳で、収入金額は3,400,000円で、その所得金額は、2,300,000円とする。
- ※3 配偶者は64歳で、年金収入は2,100,000円で、その所得金額は、1,300,000円とする。
- ※4 子Aは20歳、子Bは15歳で、本人の扶養親族であり、うち、子Aは、別居中である。
- ※5 子Bは、身体障がい者3級である。

1 合計所得金額	
本人分	2,300,000円
配偶者分	1,300,000円
	3,600,000円

2 控除額

公営住宅法施行令に基づく控除（給与所得）が1人分であるから、 $100,000円 \times 1人 = 100,000円$
公営住宅法施行令に基づく控除（年金雑所得）が1人分であるから、 $100,000円 \times 1人 = 100,000円$
同居親族控除が2人分であるから、 $380,000円 \times 2人 = 760,000円$
同居していない親族控除が1人分であるから、 $380,000円 \times 1人 = 380,000円$
子Aが特定扶養親族であるから、 $250,000円 \times 1人 = 250,000円$
子Bが身体障がい者3級であるから、 $270,000円 \times 1人 = 270,000円$
1,860,000円

3 所得月額（政令月収）

$$\frac{3,600,000円 - 1,860,000円}{12} = 145,000円$$

（ 所得月額 ）

◆所得月額（政令月収）を計算する際の注意事項◆

1 計算の対象となる収入の種類

- ① 給与等による収入
給料、賃金、ボーナス、その他の手当等で課税対象となるもの。例えば、会社員、店員、日雇い労働者、アルバイト、パート、事業専従者などの方が得る収入です。
- ② 年金等による収入
国民年金、厚生年金、共済年金、生命保険の年金、互助年金等で課税対象となるもの。
- ③ 事業等による収入
事業所得、利子所得、配当所得、不動産所得、雑所得等で課税の対象となるもの。例えば、自営業、保険の外交員、ピアノの教師などの方が得る収入です。

2 収入として扱わないもの

- ① 遺族及び障がいを支給事由とする年金
- ② 雇用保険の各種給付金、労災保険の各種給付金、生活扶助料等の非課税所得、仕送り、退職金等の一時的な収入等
- ③ 過去に収入があっても現在無職の場合

3 対象となる家族数について

生計を一にする家族数とし、次の式により計算します。

$$\begin{array}{ccccccc} \boxed{\text{申込者本人}} & + & \boxed{\text{同居親族数}} & + & \boxed{\text{別居扶養親族数}} & = & \boxed{\text{家族数}} \\ \text{() 人} & & \text{() 人} & & \text{() 人} & & \text{() 人} \end{array}$$

▶ 出産する予定であっても、申込みのときに生まれていなければ、その胎児は家族数には含みません。

▶ 「別居扶養親族数」とは、県営住宅に入居はしないが、申込者または同居親族の所得税上の扶養親族数をいいます。例えば、「離れて住んでいる親・子供などの療養費・生活費・学資金等を負担し、扶養しているような場合」です。
会社や税務署に「扶養親族の申告」をしていることが必要です。単に、仕送りしているだけでは、扶養親族にならない場合が多いですので、注意してください。

4 その他

- ① 世帯の総収入は、「入居する方全員」の所得金額を合算します。例えば、次のような場合をいいます。
 - ▶ 所得のある人が、2人以上いる場合
例えば、夫婦が共働きの場合や親子で仕事を持っている場合が該当します。
 - ▶ 1人で2種類以上の所得を得ている場合
例えば、給与と課税対象の年金の両方を得ている場合、自営業と会社勤めの両方の収入を得ている場合が該当します。
- ② 転職・復職者については、前の職による所得を除き、現在の職での収入を年間の収入に再計算します。この際、転職・復職した月の翌月の収入から計算することとします。
- ③ 「収入」と「所得」は、異なります。
給与所得者については、「年間収入」から「給与所得控除額」を控除したものが「給与所得」となります。「給与所得控除額」は、所得税法で定められており、年間収入の額に応じて変動します。
また、自営業の方は、総収入から必要経費を控除した残額が「事業所得」となります。

4 入居者の選考

抽選会を行い、団地ごとに仮当選者（資格審査対象者）及び補欠者を選考決定します。
抽選会については、以下の方法により実施します。

(1) 選考の流れ

① 選考方法

郵送された申込内容に応じて、協会にて受付票を作成します。

「優先入居対象世帯」となる方は、受付票が2～5枚となります。

抽選は、入居申込者の代表者2名及び県職員1名の立ち会いのもと、公正な抽選により、全募集住戸の仮当選者及び補欠者を決定します。

抽選方法は、団地ごとに申し込まれた受付票を抽選ボックスの中にすべて投入し、その中から仮当選者の受付票を順番に引き抜く方法で行なわれます。

② 部屋決め

募集住戸が複数ある場合の住戸の決定は、抽選会当日の当選順位が1番の方からとなります。このため、必ずしも希望どおりの住戸に当選するとは限りません。

また、第3希望までの住戸を先に当選された方が選んでいた場合には、新たに住戸を選定していただくため、抽選会当日にお電話する場合があります。

③ 抽選結果

抽選会終了後1週間以内に、仮当選者、補欠者、落選者全員にハガキにより通知しますので、電話での問い合わせはご遠慮ください。

(2) 抽選倍率の優遇措置

① 抽選倍率の優遇措置とは

「優先入居対象世帯」の方については、全入居申込世帯に交付する受付票に加え、各優先入居の要件に該当することに受付票を1枚ずつ交付します。

ただし、1世帯に対して交付する受付票の上限を5枚までとします。

② 優先入居対象世帯とは

資格審査日現在で、15～16ページの「優先入居対象世帯一覧表」に掲げる世帯のいずれかに該当する世帯の方が対象となります。

③ 注意事項

「申込み時」に、資格証明書類等の提出は必要ありませんが、「資格審査時」には、証明書類等の提出が必要になります。手帳は原本を提示していただき、コピーをとらせていただきます。

なお、「優先入居対象世帯」でないことが判明した場合は、「失格」となります。

(3) 補欠者について

補欠者は、仮当選者（資格審査対象者）が失格した場合、または、辞退した場合は、補欠者登録順位により、資格審査のうえ入居ができます。

補欠者として登録されても、必ずしも入居できるものではありません。また、補欠者としての有効期限は、令和8年1月24日（土）までとなります。

補欠者は、繰上当選の連絡を受けた場合は、資格審査に必要な書類を準備してください。

(4)優先入居対象世帯一覧表

優先対象世帯	要 件	証明書类等
ア) ひとり親世帯 (母子世帯・父子世帯)	配偶者のない者（これに準ずる者を含む。）で20歳未満の子を扶養しているものの世帯であること 配偶者のない者に準ずる者は、次の各号の一に該当する者であること (1) 配偶者の生死が明らかでない者で、次の①～③のいずれかに該当するもの ① 船舶の沈没等や航空機の墜落等により行方不明となった者で、3ヶ月以上その生死が明らかでないもの ② ①以外で死亡の原因となるべき危機に遭遇した者のうち、その危機が去った後1年以上その生死が明らかでないもの ③ ①及び②以外で3年以上その生死が明らかでない者 (2) 配偶者が精神又は身体の障害により長期にわたって労働能力を失っている者で、次の①～③のいずれかに該当するもの ① 国民年金法及び厚生年金保険法による障害等級1級 ② 身体障害者福祉法による障害等級1級及び2級 ③ 精神保健及び精神障害者福祉法による障害等級1級 (3) 配偶者が法令により長期にわたって拘禁されているためその扶養を受けることができない者で、当該配偶者が1年以上拘禁されており、かつ、今後1年以上拘禁される予定であるもの (4) 婚姻によらないで父又は母となった者で現に婚姻をしていないもの ただし、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある場合（内縁・事実婚）を除く。	戸籍謄本 (1) 警察署等の長が発行する行方不明者届受理証明書 (2) 障害基礎年金証書の写し又は身体障害者手帳の写し又は精神障害者保健福祉手帳の写し (3) 刑務所等の長が発行する拘禁証明書
イ) 引揚者世帯	次の各号の条件を具備する者の世帯であること (1) 海外からの引揚者（中国残留邦人を含む）で、本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの (2) 厚生労働省又は都道府県から引揚証明書等の交付を受けた者	引揚証明書等
ウ) 炭鉱離職者世帯	炭鉱離職者求職手帳の発給を受けた者で、次の各号の一に該当する者の世帯であること (1) 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が貸与する移転就職者用宿舎に現に入居している者 (2) 広域職業紹介活動に係る公共職業安定所の紹介により就職し、かつ、当該就職後2年を経過していない者	炭鉱離職者手帳
エ) 老人世帯	60歳以上の者のみで構成されている世帯であること (ただし、その民法上の親族で次の各号の一に該当する者は含まれてもよい) (1) 配偶者 (2) 18歳未満の児童 (3) オの(1)～(4)のいずれかに該当する者	特になし

オ) 障がい者世帯	入居者又は同居し若しくは同居しようとする親族が次の各号の一に該当する者の世帯であること (1) 恩給法の別表第1号表の2の特別項症から第6項症まで、又は同表別表第1号表の3の第1項症の障がいのある者 (2) 身体障害者手帳の交付を受け、1級から4級までの障がいのある者 (3) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、1級から2級までの障がいのある者 (4) 障がいの程度欄が「A」又は「B1」の療育手帳の交付を受けている者 (5) 別表の対象疾患に該当する難病患者の者	療育手帳・障害者手帳 (5) 医師の診断書、もしくは、特定疾患医療受給者証等又は障害福祉サービス受給者証又は地域相談支援受給者証等の写し
カ) 多子世帯	18歳未満の児童を3人以上扶養している世帯	特になし
キ) DV被害者世帯	次の各号の一に該当する者の世帯であること (1) 配偶者等※からの暴力を理由として女性自立支援施設又は母子生活支援施設に保護された者で、保護が終了した日から起算して5年を経過していない者 (2) 裁判所がした保護命令の申立てを行った者で当該命令の効力が生じた日から起算して5年を経過していない者 (3) 女性相談支援センター又は配偶者暴力相談支援センターその他配偶者等※からの暴力の被害者の保護を行う機関等において、被害を受けている旨の証明若しくは確認がされている者 ※生活の本拠を共にする（婚姻に類する）交際相手を含む	(1)一時保護等証明書 (2)保護命令決定書 (3)配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書又は公営住宅への入居等に関する配偶者暴力被害申出受理確認書
ク) 犯罪被害者世帯	犯罪により従前の住宅に居住することが困難となったことが明らかな者であり、次のいずれかに該当することが客観的に証明される者の世帯(前項に掲げるDV被害者世帯を除く。) (1) 犯罪により収入が減少し生計維持が困難となった者 (2) 現在居住している住宅又はその付近において犯罪等が行われたために住宅に居住し続けることが困難となった者	都道府県警察本部への調査同意書
ケ) 子育て世帯	同居者に小学校就学の始期に達するまでの子がいる世帯	特になし

別表

障害者総合支援法の対象疾病一覧 (376 疾病)

1	アイカルディ症候群	66	完全大血管転位症	131	コフィン・ローリー症候群
2	アイザックス症候群	67	眼皮膚白皮症	132	混合性結合組織病
3	IgA腎症	68	偽性副甲状腺機能低下症	133	鰓耳腎症候群
4	IgG4関連疾患	69	ギャロウェイ・モフト症候群	134	再生不良性貧血
5	亜急性硬化性全脳炎	70	急性壊死性脳症	135	サイトメガロウィルス角膜炎
6	アジソン病	71	急性網膜壊死	136	再発性多発軟骨炎
7	アッシャー症候群	72	球脊髄性筋萎縮症	137	左心低形成症候群
8	アトピー性脊髄炎	73	急速進行性糸球体腎炎	138	サルコイドーシス
9	アペール症候群	74	強直性脊椎炎	139	三尖弁閉鎖症
10	アミロイドーシス	75	巨細胞性動脈炎	140	三頭酵素欠損症
11	アラジール症候群	76	巨大静脈奇形(頸部口腔咽頭びまん性病変)	141	CFC症候群
12	アルポート症候群	77	巨大動静脈奇形(頸部顔面又は四肢病変)	142	シェーグレン症候群
13	アレキサンダー病	78	巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症	143	色素性乾皮症
14	アンジェルマン症候群	79	巨大リンパ管奇形(頸部顔面病変)	144	自己貪食空腔性ミオパチー
15	アントレー・ピクスラー症候群	80	筋萎縮性側索硬化症	145	自己免疫性肝炎
16	イソ古草酸血症	81	筋型糖原病	146	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症
17	一次性ネフローゼ症候群	82	筋ジストロフィー	147	自己免疫性溶血性貧血
18	一次性膜性増殖性糸球体腎炎	83	クッシング病	148	四肢形成不全
19	1p36欠失症候群	84	クリオピリン関連周期熱症候群	149	シトステロール血症
20	遺伝性自己炎症疾患	85	クリッペル・トレノネー・ウェーバー症候群	150	シトリン欠損症
21	遺伝性ジストニア	86	クルーゾン症候群	151	紫斑病性腎炎
22	遺伝性周期性四肢麻痺	87	グルコーストランスポーター1欠損症	152	脂肪萎縮症
23	遺伝性肺炎	88	グルタル酸血症1型	153	若年性特発性関節炎
24	遺伝性鉄芽球性貧血	89	グルタル酸血症2型	154	若年性肺気腫
25	ウィーバー症候群	90	クロウ・深瀬症候群	155	シャルコー・マリー・トゥース病
26	ウィリアムズ症候群	91	クローン病	156	重症筋無力症
27	ウィルソン病	92	クロンカイト・カナダ症候群	157	修正大血管転位症
28	ウエスト症候群	93	痙攣重積型(二相性)急性脳症	158	出血性線溶異常症
29	ウェルナー症候群	94	結節性硬化症	159	ジュベール症候群関連疾患
30	ウォルフラム症候群	95	結節性多発動脈炎	160	シュワルツ・ヤンペル症候群
31	ウルリッヒ病	96	血栓性血小板減少性紫斑病	161	神経細胞移動異常症
32	HTRA1関連脳小血管病	97	限局性皮質異形成	162	神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症
33	HTLV-1関連脊髄症	98	原発性肝外門脈閉塞症	163	神経線維腫症
34	ATR-X症候群	99	原発性局所多汗症	164	神経有棘赤血球症
35	ADH分泌異常症	100	原発性硬化性胆管炎	165	進行性核上性麻痺
36	エーラス・ダンロス症候群	101	原発性高脂血症	166	進行性家族性肝内胆汁うっ滞症
37	エプスタイン症候群	102	原発性側索硬化症	167	進行性骨化性線維異形成症
38	エプスタイン病	103	原発性胆汁性胆管炎	168	進行性多巣性白質脳症
39	エマヌエル症候群	104	原発性免疫不全症候群	169	進行性白質脳症
40	MECP2重複症候群	105	顕微鏡の大腸炎	170	進行性ミオクローヌステんかん
41	LMNB1関連大脳白質脳症	106	顕微鏡的多発血管炎	171	心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症
42	遠位型ミオパチー	107	高IgD症候群	172	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症
43	円錐角膜	108	好酸球性消化管疾患	173	寝起時顔面赤化を示す発達性てんかん性脳症およびてんかん性脳症
44	黄色靱帯骨化症	109	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	174	ステージ・ウェーバー症候群
45	黄斑ジストロフィー	110	好酸球性副鼻腔炎	175	スティーヴンス・ジョンソン症候群
46	大田原症候群	111	抗糸球体基底膜腎炎	176	スミス・マギニス症候群
47	オクシピタル・ホーン症候群	112	後縦靱帯骨化症	177	スモン
48	オスラー病	113	甲状腺ホルモン不応症	178	脆弱X症候群
49	カーニー複合	114	拘束型心筋症	179	脆弱X症候群関連疾患
50	海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん	115	高チロシン血症1型	180	成人発症スチル病
51	潰瘍性大腸炎	116	高チロシン血症2型	181	成長ホルモン分泌亢進症
52	下垂体前葉機能低下症	117	高チロシン血症3型	182	脊髄空洞症
53	家族性地中海熱	118	後天性赤芽球癆	183	脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く。)
54	家族性低βリポタンパク血症1(ホモ接合体)	119	広範脊柱管狭窄症	184	脊髄髄膜瘤
55	家族性良性慢性天疱瘡	120	膠様滴状角膜ジストロフィー	185	脊髄性筋萎縮症
56	カナバン病	121	抗リン脂質抗体症候群	186	セピアブテリン還元酵素(SR)欠損症
57	化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・アクネ症候群	122	極長鎖アシル-CoA 脱水素酵素欠損症	187	前眼部形成異常
58	歌舞伎症候群	123	コケイン症候群	188	全身性エリテマトーデス
59	ガラクトース-1-リン酸ウリジルトランスフェラーゼ欠損症	124	コストロ症候群	189	全身性強皮症
60	カルニチン回路異常症	125	骨形成不全症	190	先天異常症候群
61	加齢黄斑変性	126	骨髄異形成症候群	191	先天性横隔膜ヘルニア
62	肝型糖原病	127	骨髄線維症	192	先天性核上性球麻痺
63	間質性膀胱炎(ハンナ型)	128	ゴナドトロピン分泌亢進症	193	先天性気管狭窄症/先天性声門下狹窄症
64	環状20番染色体症候群	129	5p欠失症候群	194	先天性魚鱗癬
65	関節リウマチ	130	コフィン・シリス症候群	195	先天性筋無力症候群

別表

障害者総合支援法の対象疾病一覧（376 疾病）

196	先天性グリコシルホスファチジルイノシトール(GPI)欠損症	262	尿素サイクル異常症	328	発作性夜間ヘモグロビン尿症
197	先天性三尖弁狭窄症	263	ヌーナン症候群	329	ホモシスチン尿症
198	先天性腎性尿崩症	264	ネイルパテラ症候群(爪膝蓋骨症候群)/LMX1B関連腎症	330	ボルフィリン症
199	先天性赤血球形成異常性貧血	265	ネフロン癆	331	マリネスコ・シェーグレン症候群
200	先天性僧帽弁狭窄症	266	脳クレアチン欠乏症候群	332	マルファン症候群/ロイス・ディーツ症候群
201	先天性大脳白質形成不全症	267	脳髄黄色腫症	333	慢性炎症性脱髄性多発神経炎/多発性運動ニューロパチー
202	先天性肺静脈狭窄症	268	脳内鉄沈着神経変性症	334	慢性血栓性肺高血圧症
203	先天性風疹症候群	269	脳表ヘモジデリン沈着症	335	慢性再発性多発性骨髄炎
204	先天性副腎低形成症	270	膿疱性乾癬	336	慢性膀胱炎
205	先天性副腎皮質酵素欠損症	271	囊胞性線維症	337	慢性特発性偽性腸閉塞症
206	先天性ミオパチー	272	パーキンソン病	338	ミオクロニー欠伸てんかん
207	先天性無痛無汗症	273	バージャー病	339	ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん
208	先天性葉酸吸収不全	274	肺静脈閉鎖症/肺毛細血管腫症	340	ミトコンドリア病
209	前頭側頭葉変性症	275	肺動脈性肺高血圧症	341	無虹彩症
210	線毛機能不全症候群(カルタゲナー(Kartagener)症候群を含む。)	276	肺胞蛋白症(自己免疫性又は先天性)	342	無脾症候群
211	早期ミオクロニー脳症	277	肺胞低換気症候群	343	無βリボタンパク血症
212	総動脈幹遺残症	278	ハッチンソン・ギルフォード症候群	344	メーブルシロップ尿症
213	総排泄腔遺残	279	パッド・キアリ症候群	345	メチルグルタコン酸尿症
214	総排泄腔外反症	280	ハンチントン病	346	メチルマロン酸血症
215	ソトス症候群	281	汎発性特発性骨増殖症	347	メビウス症候群
216	ダイヤモンド・ブラックファン貧血	282	PCDH19関連症候群	348	免疫性血小板減少症
217	第14番染色体父親性ダイソミー症候群	283	PURA関連神経発達異常症	349	メンケス病
218	大脳皮質基底核変性症	284	非ケトーシス型高グリシン血症	350	網膜色素変性症
219	大理石骨病	285	肥厚性皮膚骨膜炎	351	もやもや病
220	ダウン症候群	286	非ジストロフィー性ミオトニー症候群	352	モワット・ウィルソン症候群
221	高安静脈炎	287	皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症	353	薬剤性過敏症候群
222	多系統萎縮症	288	肥大型心筋症	354	ヤング・シンブソン症候群
223	タナトフォリック骨異形成症	289	左肺動脈右肺動脈起始症	355	優性遺伝形式をとる遺伝性難聴
224	多発血管炎性肉芽腫症	290	ビタミンD依存性くる病/骨軟化症	356	遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん
225	多発性硬化症/視神経脊髄炎	291	ビタミンD抵抗性くる病/骨軟化症	357	4p欠失症候群
226	多発性軟骨性外骨腫症	292	ビッカースタッフ脳幹脳炎	358	ライソゾーム病
227	多発性嚢胞腎	293	非典型性溶血性尿毒症症候群	359	ラスマッセン脳炎
228	多脾症候群	294	非特異性多発性小腸潰瘍症	360	ランゲルハンス細胞組織球症
229	タンジール病	295	皮膚筋炎/多発性筋炎	361	ランドウ・クレフナー症候群
230	単心室症	296	びまん性汎細気管支炎	362	リジン尿性蛋白不耐症
231	弾性線維性仮性黄色腫	297	肥満低換気症候群	363	両側性小耳症・外耳道閉鎖症
232	短腸症候群	298	表皮水疱症	364	両大血管右室起始症
233	胆道閉鎖症	299	ヒルシュスプリング病(全結腸型又は小腸型)	365	リンパ管腫症/ゴーハム病
234	遅発性内リンパ水腫	300	VATER症候群	366	リンパ管筋腫症
235	チャージ症候群	301	ファイファー症候群	367	類天疱瘡(後天性表皮水疱症を含む。)
236	中隔視神経形成異常症/ドモルシア症候群	302	ファロー四徴症	368	ルビンシュタイン・ティビ症候群
237	中毒性表皮壊死症	303	ファンconi貧血	369	レーベル遺伝性視神経症
238	腸管神経節細胞減少症	304	封入体筋炎	370	レシチンコレステロールアシルトランスフェラーゼ欠損症
239	TRPV4異常症	305	フェニルケトン尿症	371	劣性遺伝形式をとる遺伝性難聴
240	TSH分泌亢進症	306	フォンタン術後症候群	372	レット症候群
241	TNF受容体関連周期性症候群	307	複合カルボキシラーゼ欠損症	373	レノックス・ガストー症候群
242	低ホスファターゼ症	308	副甲状腺機能低下症	374	ロウ症候群
243	天疱瘡	309	副腎白質ジストロフィー	375	ロスモンド・トムソン症候群
244	特発性拡張型心筋症	310	副腎皮質刺激ホルモン不応症	376	肋骨異常を伴う先天性側弯症
245	特発性間質性肺炎	311	ブラウ症候群		
246	特発性基底核石灰化症	312	ブラダー・ウィリ症候群		
247	特発性血栓症(遺伝性血栓性素因によるものに限る。)	313	ブリオン病		
248	特発性後天性全身性無汗症	314	プロピオン酸血症		
249	特発性大腿骨頭壊死症	315	PRL分泌亢進症(高プロラクチン血症)		
250	特発性多中心性キャスルマン病	316	閉塞性細気管支炎		
251	特発性門脈圧亢進症	317	β-ケトチオラーゼ欠損症		
252	特発性両側性感音難聴	318	ベーチェット病		
253	突発性難聴	319	ベスレムミオパチー		
254	ドラベ症候群	320	ヘパリン起因性血小板減少症		
255	中條・西村症候群	321	ヘモクロマトーシス		
256	那須・ハコラ病	322	ペリー病		
257	軟骨無形成症	323	ペルーシド角膜辺縁変性症		
258	難治頻回部分発作重積型急性脳炎	324	ペルオキシソーム病(副腎白質ジストロフィーを除く。)		
259	22q11.2欠失症候群	325	片側巨脳症		
260	乳児発症STING 関連血管炎	326	片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群		
261	乳幼児肝巨大血管腫	327	芳香族L-アミノ酸脱炭酸酵素欠損症		

5 入居者資格の審査

抽選で仮当選した「資格審査対象者」の方は、20ページに記載してある必要書類をそろえて資格審査を受けてください。

県営住宅の入居資格があることを書類で確認でき、下記の「失格事項」に該当しない場合のみ、「入居者」として決定します。

(1) 仮当選の失格事項

- ① 資格審査ならびに実態調査の結果、虚偽の事実が判明した場合
- ② 資格審査日に連絡無く欠席した場合
- ③ 資格審査日に申込み資格の確認に必要な全ての書類が提出できない場合
- ④ 申込書に不正の記載があった場合
- ⑤ 申込み資格要件に欠けていることが判明した場合
- ⑥ 家族を不自然に分割、又は合併している場合
(夫婦の別居、兄弟姉妹だけの申込みはできません。)
- ⑦ 申込み時点と資格審査・入居時で入居予定者等が変わる場合(出生は除く。)
- ⑧ 結婚予定で申込まれた方で、入居可能日から起算して30日以内に入籍及び同居しない場合
- ⑨ 退職予定で申込まれた方で、入居可能日の前日までに離職票などの公的証明書の提出がない場合
- ⑩ 入居申込者又は同居予定親族名義の持ち家がある方で、資格審査日までに登記名義変更等が完了しない場合

(2) 注意事項

- ① 書類審査の結果、不明な点がある場合は、事情に応じて必要な書類を提出していただきますのでご承知ください。
- ② 提出書類等の内容について、勤務先等への照会等実態調査を行う場合がありますので、ご承知ください。

(3) 提出する証明書類

- ① 各世帯ごとの「収入状況」を証明する書類

次ページの「収入状況を証明する書類一覧」でご確認ください。

(表の見方)

手順 1 ▶入居申込者や同居予定者全員について、それぞれ該当する「所得者の区分」の欄を選ぶ。

手順 2 ▶申込日現在の就職状況等に応じて、それぞれ該当する「欄①～⑭」を選ぶ。

手順 3 ▶上記1及び2で選択した欄に○及び●印が記載された証明書類を用意する。

◆収入状況等を証明する書類一覧

所得者の区分	収入等を証明する書類 現在の状況 〔就職時期等により提出して いただく書類が違いますので ご注意ください。〕	県営住宅入居申込書	収入申告書	住民票	所得証明書	県税に未納がないことの証明書	住民税の納税証明書	収入証明書	収支明細書	年金の証書の写し	源泉徴収票	退職を証明する書類 (※1)	生活保護受給証明書
給与所得者	① 前年1月1日以前から現在の勤務先に引き続き勤務している方	○	○	○	○	○	○						
	② 前年1月2日以降に就職(転職)し申込日までに1年以上経過している方	○	○	○	○	○	○	●					
	③ 前年1月2日以降に就職(転職)し申込日までの勤務期間が1年未満の方	○	○	○	○	○	○	●					
	④ 最近まで主たる収入者の扶養になっており、最近就職した方	○	○	○	○	○	○	●					
自営業者等(※2)	⑤ 前年1月1日以前から引き続き営業している方	○	○	○	○	○	○		●				
	⑥ 前年1月2日以降に営業開始し申込日までに1年以上経過している方	○	○	○	○	○	○		●				
	⑦ 前年1月2日以降に営業開始し申込日までの営業期間が1年未満の方	○	○	○	○	○	○		●				
	⑧ 最近まで主たる収入者の扶養になっており、最近営業を始めた方	○	○	○	○	○	○		●				
年金受給者	⑨ 前年1月1日以前から現在の年金を受給している方	○	○	○	○	○	○						
	⑩ 前年1月2日以降に新たに現在の年金を受給している方	○	○	○	○	○	○			●			
その他	⑪ 失業中の方	○	○	○	○	○	○					●	
	⑫ 生活保護受給者	○	○	○	○	○	○						●
	⑬ 義務教育修了前の方	○	○	○									
	⑭ 学生の方(義務教育修了後) ※就労している方は上記①～⑧による	○	○	○	○	○	○						

※1 離職票、雇用保険受給資格者証、雇用保険被保険者資格喪失確認通知書又は雇用保険被保険者資格取得届出確認照会回答書(雇用保険の加入が無い方は、旧勤務先の退職証明書)の写しが必要になります。

※2 自営業者等には、ピアノ教師や保険外交員も含まれます。

② 各世帯ごとの状況を証明する書類

次の方は、前ページの書類の他に、次の書類が必要となります。

各世帯の状況	証明書類
婚約中の方	婚約証明書
寡婦、ひとり親の方	戸籍謄本（必要に応じ、15ページ表中の証明書等）
単身で申込みされる方	戸籍謄本
障がいのある方	障害者手帳（難病の方は、17～18ページ表中の診断書等）
別居扶養親族がいる方	別居扶養親族の健康保険証、又は扶養者の源泉徴収票の写し、若しくは確定申告書の写し（上記書類だけでは条件を満たしていることが確認できない場合は、別途、事実を確認できる書類の提出が必要となります。）
海外引揚者、戦傷病者、炭鉱離職者、ハンセン病療養所入所者等	その事実を証明する書類
退職予定の方	退職予定証明書
配偶者等※からの暴力被害者の方 ※生活の本拠を共にする （婚姻に類する）交際相手を含む	①施設長発行の一時保護等証明書、裁判所発行の保護命令決定書、女性相談支援センター発行の配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書又は配偶者暴力相談支援センター等発行の公営住宅への入居等に関する配偶者暴力被害申出受理確認書 ②戸籍謄本 ③婚姻解消していない場合は、離婚の意思を確認する書類（申立書又は離婚調停中を証明するもの）
犯罪被害者世帯の方	都道府県警察本部への調査同意書
里子と同居される方	児童（延長者）措置決定通知書（児童福祉法施行細則（昭和45年宮崎県規則第32号）別記様式第16号）の写し
同性パートナーと同居される方	パートナーシップ宣誓を行ったことが確認できる証明書の写し

(4) 証明書類の証明（丸数字は20ページの表中の番号です。）

証明書の名称	説明
住民票	世帯主・続柄が記載された、家族全員分（別居扶養親族も含む）を提出してください。
所得（課税）証明書	市町村の税務担当課で、総収入金額及び扶養家族の有無等を確認できる（控除明細付）証明を受けてください。
県税に未納がないことの証明書	県税事務所で、「県税に未納がないことの証明書」の発行を受けてください。
住民税の納税証明書	市町村の税務担当課で、「令和6年度市（町・村）県民税の納税証明書」の発行を受けてください。 ※非課税の方は、非課税証明書またはそれにかわる証明書の発行を受けてください。
収入証明書	②の場合 現在の勤務先で、申し込む月の前月から過去1年間分の収入証明を受けてください。（残業手当・賞与等を含む。）
	③・④の場合 現在の勤務先で、就職した月から申し込む月の前月までの収入証明、また、一度も給与をもらわれていない方は、翌月の見込み金額の収入証明を受けてください。（残業手当・賞与等を含む。）
収支明細書	⑥の場合 申し込む月の前月から過去1年間分の所得を記入してください。
	⑦・⑧の場合 営業を開始した月から申し込む月の前月までの所得を記入してください。
年金の証書	⑩の場合 総支給額の記載のない場合は、最近の年金払込通知書の写しまたは年金改定通知書の写しを提出してください。
退職予定証明書	入居可能日の前日までに退職予定の方が対象となります。
完納証明書	現在、公営住宅等に入居している、又は過去に入居していた方は、家賃等に滞納がないことの証明を受けてください。

※公的機関の証明は、原則として発行から3ヶ月以内のものが必要となります。

6 入居の手続き等について

(1) 手続内容

入居の手続き時には、次の手続きが必要です。なお、期限までに、下記の手続きができない場合には、速やかに裏表紙の地区管理会社へご連絡ください。

▶「誓約書」の提出

「誓約書」には、入居者と連絡が取れないときに県に代わって連絡していただく「緊急連絡人」の記載が必要です。

※緊急連絡人には後日、県より「緊急連絡人登録通知書」が送付されます。

※緊急連絡人の状況を確認するため、年1回土木事務所長等が求める「緊急連絡人状況報告書」を提出していただきます。

▶敷金の納付

家賃の3か月分に相当する「敷金」を納付することが必要です。

(2) 入居後の諸注意

▶家賃及び駐車場使用料について

○家賃及び駐車場使用料を滞納すると、明渡請求等の法的措置を行いますので、家賃等は必ず期限までに「口座振替」によりお支払いください。

○家賃は、毎年収入申告に応じた額になります。

▶収入申告について

県営住宅では、毎年7月頃に収入申告書を提出していただきます。提出されない場合には、近傍同種の家賃となりますので、ご注意ください。

▶収入超過者・高額所得者について

県営住宅は、所得が低く、住宅に困っている方のための住宅です。入居後に所得が増えて、低額所得者でなくなった収入超過者や高額所得者が、このまま県営住宅に住み続けるというのは、県営住宅の目的に反するものです。

したがって、県営住宅の目的に沿うよう、「収入超過者」の方に対しては、「明渡しの努力義務」を課すとともに、「割増家賃」を払っていただきます。

また、「高額所得者」の方に対しては、住宅の明渡請求を行うとともに、最高額の家賃を払っていただきます。

○収入超過者とは

県営住宅に3年以上入居し、認定された月収額が政令で定める基準
(一般世帯の場合は、15万8千円、裁量階層世帯の場合は、21万4千円)
を超えるもの

○高額所得者とは

県営住宅に5年以上入居し、認定された月収額が政令で定める基準
(31万3千円)を最近2年続けて超えるもの

▶防火及び火災保険等への加入について

火災予防には、日常、特に細心の注意を払ってください。火災で住宅等に損害を与えた場合、高額な賠償金を火災を起こした入居者に負担していただくこととなります。万が一に備えて、火災保険等に参加されることをおすすめします。

保険の加入については、各損害保険会社へお問い合わせください。

7 令和7年度募集予定

※募集時期については変更となる場合があります。

	令和7年									令和8年			
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
募集	● 第1回 (終了)			● 第2回 (終了)				● 第3回			● 第4回		
入居				◎ 第1回 (終了)			◎ 第2回 (終了)			◎ 第3回			◎ 第4回

県営住宅窓口

所 在	地区管理会社名	住 所	TEL
宮崎市	大平産業株式会社	宮崎市佐土原町下田島 20297 番地 59	(0985)41-8646
	有限会社住喜ハウジング	宮崎市大字島之内 7184-1	(0985)39-8074
	株式会社マエムラ	宮崎市柳丸町 153 - 1 パティオ柳丸 B 棟 1-1	(0985)29-7303
	株式会社ハウザーライフ	宮崎市宮田町 12 番 12 号	(0985)26-7693
	有限会社りこうハウス	宮崎市橘通西 2 丁目 5 番 8 号 2 階	(0985)75-0122
	成和産業株式会社	宮崎市大淀 4 丁目 3 番 2 号 マトリクス 1 階	(0985)51-8183
	株式会社クボタ住宅	宮崎市大字恒久 5068-1	(0985)63-3011
	株式会社共栄ハウス	宮崎市清武町船引 292 番地 1	(0985)85-3063
児湯郡	有限会社アーネスホーム	児湯郡高鍋町大字高鍋町 869	(0983)23-6635
西都市	大平産業株式会社	西都市大字妻 1664 番地 1	(0983)35-3944
国富町	有限会社三交ホーム	東諸県郡国富町大字本庄 4459-7	(0985)75-1377
都城市	株式会社宮脇燃料	都城市都島町 275 番地 1	(0986)24-2000
	新興不動産有限会社	都城市中原町 7 街区 7 号	(0986)24-3724
小林市	株式会社むたホーム	小林市細野 320 番地	(0984)21-1003
日南市	有限会社サカモト住建	日南市梅ヶ浜 1 丁目 9 番 3 号	(0987)23-6281
串間市	有限会社サカモト住建	串間市西浜 1 丁目 7 番 4 号 サンライズ西浜 105 号室	(0987)23-6281

県営住宅に関するお問い合わせ

(一社) 宮崎県宅地建物取引業協会	
本 店	県 南 支 部
定期募集相談ダイヤル (通話料は無料) ☎ 0120-947-208 【受付時間】 平日の午前 9 時から午後 5 時まで 宮崎市昭和町 86 番地 2 TEL.(0985) 22-8141	定期募集相談ダイヤル (通話料は無料) ☎ 0120-947-318 【受付時間】 平日の午前 9 時から午後 5 時まで 都城市宮丸町 3094 番地 TEL.(0986) 36-4630